

# 介護予防支援「基準チェックシート」

点検年月日	
事業所名	
法人名	
点検者氏名	
備考	

【用語の定義】

法・・・介護保険法(平成9年12月17日 号外法律第123号)

令・・・指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日 厚生労働省令第37号)

条例・・・札幌市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成26年 札幌市条例第56号)

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
<b>第1 人員に関する基準</b>				
従業者の 員数	事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）を置いているか。	適 ・ 否	条例第5条（令第2条）	・ 出勤簿 ・ 勤務表
管理者	事業者は、事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。	適 ・ 否	条例第6条第1項（令第3条第1項）	・ 出勤簿 ・ 勤務表
	管理者は、専らその職務に従事する者であるか。ただし、事業所の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。	適 ・ 否	条例第6条第2項（令第3条第2項）	



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
受給資格等の確認	事業者は、介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめているか。	適 ・ 否	条例第10条（令第7条）	・ サービス利用票控
要支援認定の申請に係る援助	事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。	適 ・ 否	条例第11条第1項（令第8条第1項）	・ 要支援認定申請書控 ・ 要支援認定更新申請書控
	事業者は、介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適 ・ 否	条例第11条第2項（令第8条第2項）	
	事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。	適 ・ 否	条例第11条第3項（令第8条第3項）	
身分を証する書類の携行	事業者は、当該事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	適 ・ 否	条例第12条（令第9条）	・ 実態確認 ・ 就業規則 ・ 業務マニュアル ・ 研修マニュアル ・ 身分を証する書類
利用料等の受領	事業者は、介護予防支援を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第13条（令第10条）	・ 介護報酬請求書類 ・ 請求書控 ・ 領収書控等

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
保険給付の請求のための証明書の交付	事業者は、提供した介護予防支援について利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第14条（令第11条）	・ 介護予防支援提供証明書控
介護予防支援の業務の委託	事業者は、介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しているか。 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないこと。 二 委託に当たっては、適切かつ効率的に介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 三 委託する居宅介護支援事業者は、介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する居宅介護支援事業者でなければならないこと。 四 委託する居宅介護支援事業者に対し、介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、基本方針、運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。	適 ・ 否	条例第15条（令第12条）	・ 介護予防支援の業務委託契約書
法定代理受領サービスに係る報告	事業者は、毎月、市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、介護予防サービス計画に位置付けられている介護予防サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出しているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第16条第1項（令第13条第1項）	・ 給付管理票控
	事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して提出しているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第16条第2項（令第13条第2項）	
利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付	事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第17条（令第14条）	・ 介護予防サービス・支援計画書 ・ サービス利用票 ・ サービス提供票 ・ 実施状況に関する記録 ・ 書類送付に関する記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
利用者に関する市町村への通知	事業者は、介護予防支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 一 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。 二 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第18条（令第15条）	・ 市町村に送付した通知に係る記録
管理者の責務	事業所の管理者は、当該事業所の担当職員その他の従業者の管理、介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	適 ・ 否	条例第19条第1項（令第16条第1項）	・ 組織規則等 ・ 業務日誌等 ・ 職務分担表 ・ 運営規程
	事業所の管理者は、当該事業所の担当職員その他の従業者に運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適 ・ 否	条例第19条第2項（令第16条第2項）	
運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めているか。	適 ・ 否	条例第20条（令第17条）	・ 運営規程 ・ 指定申請及び変更届（写）
	一 事業の目的及び運営の方針	適 ・ 否		
	二 職員の職種、員数及び職務内容	適 ・ 否		
	三 営業日及び営業時間	適 ・ 否		
	四 介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額	適 ・ 否		
	五 通常の事業の実施地域	適 ・ 否		
六 その他運営に関する重要事項	適 ・ 否			

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
勤務体制の確保	事業者は、利用者に対し適切な介護予防支援を提供できるよう、事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。	適 ・ 否	条例第21条第1項（令第18条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就業規則</li> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 勤務表</li> <li>・ 雇用契約書</li> <li>・ 研修計画等</li> </ul>
	事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、担当職員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。また、非常勤の担当職員については、他の業務と兼務する場合には、当該他の業務に支障がないよう配慮しているか。	適 ・ 否	平18老振発0331003・老老発0331016	
	事業者は、事業所ごとに、当該事業所の担当職員によって介護予防支援の業務を提供しているか。ただし、担当職員の補助の業務についてはこの限りでない。	適 ・ 否	条例第21条第2項（令第18条第2項）	
	事業者は、担当職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しているか。	適 ・ 否	条例第21条第3項（令第18条第3項）	
設備及び備品等	事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	適 ・ 否	条例第22条（令第19条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平面図</li> <li>・ 設備及び備品等の記録</li> </ul>
従業者の健康管理	事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	適 ・ 否	条例第23条（令第20条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康管理に関する記録</li> </ul>
掲示	事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適 ・ 否	条例第24条（令第21条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲示物</li> </ul>

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
秘密保持	事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適 ・ 否	条例第25条第1項（令第22条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業時の取り決め等の記録</li> <li>・利用者の同意書</li> <li>・実際に使用された文書等（会議資料等）</li> </ul>
	事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。	適 ・ 否	条例第25条第2項（令第22条第2項）	
	事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適 ・ 否	条例第25条第3項（令第22条第3項）	
広告	事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第26条（令第23条）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット等</li> <li>・ポスター等</li> <li>・広告</li> </ul>
介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等	事業者及び管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。	適 ・ 否	条例第27条第1項（令第24条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態確認</li> </ul>
	事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。	適 ・ 否	条例第27条第2項（令第24条第2項）	
	事業者及び従事者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。	適 ・ 否	条例第27条第3項（令第24条第3項）	



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
苦情処理	事業者は、自ら提供した介護予防支援又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第28条第1項（令第25条第1項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営規程</li> <li>・ 重要事項説明書</li> <li>・ 掲示物</li> <li>・ 指定申請書（写）</li> <li>・ 苦情に関する記録</li> </ul>
	苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第28条第2項（令第25条第2項）	
	自ら提供した介護予防支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第28条第3項（令第25条第3項）	
	市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第28条第4項（令第25条第4項）	
	自らが介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第28条第5項（令第25条第5項）	
	介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、自ら提供した介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第28条第6項（令第25条第6項）	
	国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第28条第7項（令第25条第7項）	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
事故発生時の対応	事業者は、利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第29条第1項（令第26条第1項）	・ 連絡マニュアル ・ 事故記録
	事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第29条第2項（令第26条第2項）	
	賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。	適 ・ 否 ・ 非該当	条例第29条第3項（令第26条第3項）	
会計の区分	事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	適 ・ 否	条例第30条（令第27条）	・ 会計関係書類
記録の整備	(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適 ・ 否	条例第31条第1項（令第28条第1項）	・ 職員名簿 ・ 設備台帳 ・ 会計関係書類
	(2) 事業者は、次に掲げる記録を整備しているか。 ① 条例第33条第13号の指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 イ 介護予防サービス計画 ロ 条例第33条第7号の規定によるアセスメントの結果の記録 ハ 第33条第9号の規定によるサービス担当者会議等の記録 ニ 第33条第14号の規定による評価の結果の記録 ホ 第33条第15号ウの規定によるモニタリングの結果の記録 ③ 条例第18条の規定による市町村への通知に係る記録 ④ 条例第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑤ 条例第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録	適 ・ 否	条例第31条第2項（令第28条第2項）	・ 課題分析の記録 ・ 介護予防サービス・支援計画書 ・ 介護予防支援経過記録 ・ サービス担当者会議の要点 ・ サービス実施状況等把握の記録 ・ 市町村への通知に係る記録 ・ アセスメントの記録 ・ モニタリングの記録 ・ 苦情に関する記録 ・ 事故に関する記録

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>(3) (2)の①～⑤の書類について、以下の期間保存しているか。</p> <p>1. (2)の①、②については、その完結の日から2年を経過した日 又は当該記録に係る介護給付があった日から5年を経過した日のいずれか遅い日まで</p> <p>2. (2)の③～⑤については、その完結の日から2年を経過した日まで</p>	適 ・ 否	条例第31条第3項	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
<b>第3 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</b>				
介護予防支援の基本取扱方針	介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮しているか。	適 ・ 否	条例第32条第1項（令第29条第1項）	・ 介護予防サービス・支援計画書 ・ 介護予防支援経過
	事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しているか。	適 ・ 否	条例第32条第2項（令第29条第2項）	・ 評価を実施した記録
	事業者は、自らその提供する介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適 ・ 否	条例第32条第3項（令第29条第3項）	
介護予防支援の具体的取扱方針	管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。	適 ・ 否	条例第33条第1号（令第30条第1号）	・ 介護予防サービス・支援計画書 ・ 資格証（写）
	介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	適 ・ 否	条例第33条第2号（令第30条第2号）	・ サービス事業者等の情報に関する資料 ・ 説明に関する記録
	担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に介護予防サービス等の利用が行われるようにしているか。	適 ・ 否	条例第33条第3号（令第30条第3号）	・ 課題分析の記録 ・ 面接技法等マニュアル ・ アセスメントの記録 ・ 介護予防サービス・支援計画書
	担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めているか。	適 ・ 否	条例第33条第4号（令第30条第4号）	・ サービス担当者会議の要点 ・ 個別サービス計画（写）

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	<p>担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏した情報の提供をしていないか。</li> <li>・利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示していないか。</li> <li>・集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはしていないか。</li> </ul>	<p>適 ・ 否</p> <p>適 ・ 否</p>	<p>条例第33条第5号（令第30条第5号）</p> <p>平18老振発0331003・老老発0331016第24（1）⑤</p>	
	<p>担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 運動及び移動</li> <li>ロ 家庭生活を含む日常生活</li> <li>ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション</li> <li>ニ 健康管理</li> </ul>	<p>適 ・ 否</p>	<p>条例第33条第6号（令第30条第6号）</p>	
	<p>担当職員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、担当職員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	<p>適 ・ 否</p>	<p>条例第33条第7号（令第30条第7号）</p>	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しているか。	適 ・ 否	条例第33条第8号（令第30条第8号）	
	担当職員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。	適 ・ 否	条例第33条第9号（令第30条第9号）	
	担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ているか。	適 ・ 否	条例第33条第10号（令第30条第10号）	
	担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しているか。	適 ・ 否	条例第33条第11号（令第30条第11号）	
	担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画（以下「個別サービス計画」という。）の提出を求めているか。	適 ・ 否	条例第33条第12号（令第30条第12号）	
	担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しているか。	適 ・ 否	条例第33条第13号（令第30条第13号）	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。	適 ・ 否	条例第33条第14号（令第30条第14号）	
	担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供しているか。	適 ・ 否	条例第33条第14号の2（令第30条第14号の二）	
	担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しているか。（評価の実施に際しては、利用者宅を訪問して行っているか。）	適 ・ 否	条例第33条第15号（令第30条第15号）	
	担当職員は、介護予防サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。	適 ・ 否	条例第33条第16号（令第30条第16号）	
	イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接しているか。	適 ・ 否		
	ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、介護予防通所介護事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施しているか。	適 ・ 否		
	ハ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録しているか。	適 ・ 否		

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。	適 ・ 否	条例第33条第17号（令第30条第十七号）	
	イ 要支援認定を受けている利用者が、要支援更新認定を受けた場合	適 ・ 否		
	ロ 要支援認定を受けている利用者が、要支援状態区分の変更の認定を受けた場合	適 ・ 否		
	第三号から第十三号までの規定は、第十四号に規定する介護予防サービス計画の変更についても同様に取り扱っているか。	適 ・ 否	条例第33条第18号（令第30条第十八号）	
	担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。	適 ・ 否	条例第33条第19号（令第30条第十九号）	
	担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行っているか。	適 ・ 否	条例第33条第20号（令第30条第二十号）	
	担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めているか。	適 ・ 否	条例第33条第21号（令第30条第二十一号）	
	上記の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付すること。	適 ・ 否	条例第33条第21号の2（令第30条第二十一号の二）	



点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	担当職員は、介護予防サービス計画に医療サービスを位置付ける場合にあつては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行なっているか。 また、医療サービス以外の介護予防サービス等を位置付ける場合にあつては、主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行っているか。	適 ・ 否	条例第33条第22号（令第30条第二十二号）	
	担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。	適 ・ 否	条例第33条第23号（令第30条第二十三号）	
	担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しているか。	適 ・ 否	条例第33条第24号（令第30条第二十四号）	
	担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。	適 ・ 否	条例第33条第25号（令第30条第二十五号）	
	担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しているか。	適 ・ 否	条例第33条第26号（令第30条第二十六号）	
	担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。	適 ・ 否	条例第33条第27号（令第30条第二十七号）	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項の地域ケア会議から、同条第2項の個別ケースの支援内容の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。	適 ・ 否	条例第33条第28号（令第30条第二十八号）	
介護予防支援の提供に当たった際の留意点	介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。	適 ・ 否	条例第34条（令第31条）	・実態確認
	単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指しているか。	適 ・ 否	第1号（第一号）	
	利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援しているか。	適 ・ 否	第2号（第二号）	
	具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有しているか。	適 ・ 否	第3号（第三号）	
	利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮しているか。	適 ・ 否	第4号（第四号）	
	サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用しているか。	適 ・ 否	第5号（第五号）	
	地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮しているか。	適 ・ 否	第6号（第六号）	
	介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個性を重視した効果的なものとしているか。	適 ・ 否	第7号（第七号）	

点検項目	点検事項	点検結果	根拠法令	点検書類等
	機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めているか。	適 ・ 否	第8号（第八号）	